

(案)

業 務 委 託 契 約 書

1. 委 託 業 務 名 下水処理場等包括的維持管理業務委託
2. 業 務 場 所 高岡市全域
3. 業 務 期 間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
 (令和8年度から令和9年度まで)
4. 委 託 料 金 円(うち消費税及び地方消費税の額金 円)
 うち令和8年度分 金 円(うち消費税及び地方消費税の額金 円)
 うち令和9年度分 金 円(うち消費税及び地方消費税の額金 円)
5. 契 約 保 証 金 金 円
 うち令和8年度分 金 円
 うち令和9年度分 金 円

上記の業務委託について、高岡市上下水道局（甲）と《受託者》（乙）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

委託者（甲）

高岡市広小路7番50号

高岡市上下水道局

高岡市上下水道事業管理者 黒木 克昌

受託者（乙）

目次

第1章	総則	1
第1条	趣旨	1
第2条	委託業務の目的	1
第3条	関連図書との齟齬	1
第4条	用いる言語等	1
第5条	準拠法及び管轄裁判所	1
第2章	一般事項	1
第6条	委託業務	1
第7条	委託者と受託者の責務	1
第8条	委託期間	1
第9条	委託料・検査	2
第10条	委託料の精算	2
第11条	第三者による委託料の代理受領	2
第12条	契約の保証	2
第13条	監督員	3
第14条	総括責任者	3
第15条	業務関係者に関する措置請求	4
第16条	債務の引継等	4
第3章	服務事項	4
第17条	委託業務の公共性	4
第18条	コンプライアンスの遵守	4
第19条	委託業務外金銭等受領の禁止	4
第20条	努力義務	4
第21条	住民対応等	4
第22条	資質向上の努力義務	4
第23条	秘密保持義務等	5
第24条	データの目的外利用の禁止	5
第25条	安全の確保	5
第26条	事故発生時の対応等	5
第27条	不当介入への対応	5
第28条	第三者との紛争解決義務	6
第29条	当然義務事項	6
第4章	その他事項	6
第30条	権利義務の譲渡等の禁止	6
第31条	著作権の譲渡等	6
第32条	特許権等の使用	7
第33条	再委託	7

第 34 条	再委託の禁止	7
第 35 条	契約の内容の変更	8
第 36 条	契約不適合責任	8
第 37 条	委託者の任意による契約解除	8
第 38 条	委託者の催告による契約解除	8
第 39 条	委託者の催告によらない契約解除	9
第 40 条	委託者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除の制限	10
第 41 条	受託者の催告による契約解除	10
第 42 条	受託者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除の制限	11
第 43 条	原状回復の義務及び措置	11
第 44 条	委託者の損害賠償請求等	11
第 45 条	補償	12
第 46 条	受託者の損害賠償請求等	12
第 47 条	契約不適合責任期間等	13
第 48 条	談合等の不正行為に係る賠償の予約	13
第 49 条	賠償金等の徴収	14
第 5 章	補則	14
第 50 条	変更の届出	14
第 51 条	履行の確保	14
第 52 条	保険	14
第 53 条	公租公課	14
第 54 条	情報公開	14
第 55 条	不可抗力	15
第 56 条	委託者と受託者の紛争解決	15
第 57 条	契約の費用	16
第 58 条	契約外事項	16

別紙 1-1 関係法令等一覧

別紙 1-2 委託料の構成

別紙 1-3 委託費内訳明細書

別紙 1-4 個人情報取扱特記事項

別紙 1-5 データ管理に関する実施細目

別冊 委託条件書（処理場等）

別紙 2-1	処理場等施設一覧
別紙 2-2	処理場等所在図
別紙 2-3	処理場等配置図
別紙 2-4	処理場等施設の概要
別紙 2-5	処理場施設機能確認書
別紙 2-6	処理場等リスク分担表
別紙 2-7	処理場等委託料の精算
別紙 2-8	処理場等業務報告事項

別冊 業務要求水準書（処理場等）

別冊 特記事項説明書（処理場等）

別紙 3-1	水質管理業務
別紙 3-2	経費に含まれる備用品等
別紙 3-3	脱水汚泥運搬施設の要件

別冊 委託条件書（管路施設等）

別紙 4-1	管路施設等施設一覧
別紙 4-2	管路施設等位置図
別紙 4-3	管路施設等詳細図
別紙 4-4	樋門・樋管等点検表

別冊 技術提案書

別冊 公募型プロポーザル実施関連集

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本業務は、高岡市上下水道局（以下「甲」という。）の終末処理場、中継ポンプ場、雨水ポンプ場、マンホールポンプ場、フラップゲート、合流改善施設、農業集落排水処理施設等（以下「処理場等」という。）及び雨水幹線、雨水調整池、樋門・樋管等（以下「管路施設等」という。）の包括的維持管理業務（以下「委託業務」という。）を《受託者》（以下「乙」という。）に委託するものである。

2 この委託契約は、前項の委託業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものである。

(委託業務の目的)

第2条 委託業務について、甲と乙との連携により創意工夫を促し、下水道サービスレベルの維持、向上とともに、処理場等及び管路施設等の効率的な維持管理及びSDGsの実現が図られることを目的とする。

(関連図書との齟齬)

第3条 この契約において、別冊「委託条件書（処理場等）」、「業務要求水準書（処理場等）」、「特記事項説明書（処理場等）」、「委託条件書（管路施設等）」、「技術提案書」及び「公募型プロポーザル実施関連集」（以下「関連図書」という。）と齟齬がある部分に関しては、この契約書の規定を優先する。

(用いる言語等)

第4条 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、関連図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

4 この契約及び関連図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この契約及び関連図書に定める時刻は、日本標準時とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第5条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 この契約に係る民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴訟の提起（以下「訴訟の提起」という。）又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申し立て（以下「調停の申立」という。）については、日本国の裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とする。

第2章 一般事項

(委託業務)

第6条 甲は、関連図書に掲げる委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託し、実施するものとする。

(委託者と受託者の責務)

第7条 甲及び乙は、下水道法（昭和33年法律第79号）、高岡市下水道条例（平成17年高岡市条例第179号）及び別紙1-1「関係法令等一覧」で掲げるもののほか、関連する日本国の法令等を遵守しなければならない。

2 甲は、この契約に伴う委託者としての責任、乙は、この契約に伴う委託業務実施上の受託者としての責任を負わなければならない。

(委託期間)

第8条 契約日から令和8年3月31日までは、委託業務の準備期間とし、契約日から業務期間を

含む令和 10 年 3 月 31 日までを委託期間とする。

(委託料・検査)

第 9 条 乙は、毎月の委託業務完了後、翌月 7 営業日までに前月の処理場等及び管路施設等に係る委託業務の実施状況等を記載した関連図書で規定する業務報告書及び委託業務の業務完了届（以下「業務報告書類」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項による業務報告書類の提出があったときは、その日から 10 営業日以内に検査し、その結果を完了検査通知書により、通知するものとする。

3 甲は、前項の検査により、次に掲げる場合において、乙に資料の追加提出及び説明を求めることができる。また、乙に対し、委託業務に関する改善措置を求めることができる。

(1) 提出された業務報告書類に疑義があると甲が認める場合

(2) 関連図書に規定する委託業務を適切に実施していないと甲が判断した場合

4 乙は、第 2 項の検査に合格しないとき若しくは、前項で規定する甲からの疑義に対し誠実に対応しなければならない。

5 乙は、第 2 項による完了検査通知書により、検査の合格の通知を受けたときは、各月分の委託料として、別紙 1-2「委託料の構成」で規定する金額を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適正な請求を受けた日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

6 甲は必要と認めるときは、乙に対し委託料の内訳書の提出を求めることができる。

7 甲は、次に掲げる場合において、委託料を変更することができる。

(1) 法令変更等により、乙の委託業務の実施に係る費用等が増減したと認められる場合

(2) その他甲が委託料の変更が必要であると判断した場合

(委託料の精算)

第 10 条 委託料は、別冊「委託条件書（処理場等）」第 8 条の規定による場合に精算できるものとする。

2 前項により、委託料の増額（プラス）精算となる場合、乙は甲へ委託料（精算金）を請求できるものとし、甲は、乙からの適正な請求を受けた日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

3 第 1 項により、委託料の減額（マイナス）精算となる場合、甲は乙へ精算金を請求できるものとし、乙は甲の指定する期日までに支払わなければならない。

(第三者による委託料の代理受領)

第 11 条 乙は、甲の承諾を得て前 2 条に規定する委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する請求書に当該第三者が乙の代理人である旨が明記されているときは、当該第三者に対して、前 2 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(契約の保証)

第 12 条 乙は、この契約から生じる甲への損害賠償債務の一部を担保するため、次の各号のいずれかの保証を、令和 8 年度分はこの契約の締結と同時に、令和 9 年度分は令和 9 年 3 月 31 日（ただし、当該期日が休日にあたる場合等においては、当該期日の前営業日とする。）までに付さなければならない。ただし、第 4 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 高岡市上下水道局契約に関する規程（平成 17 年企業管理規程第 25 号）第 6 条に規定する契約保証金の納付

(2) 高岡市上下水道局契約に関する規程第 7 条に規定する契約保証金に代わる担保の提供

- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、各年度分の委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は高岡市上下水道局契約に関する規程第7条に規定する契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、同規程第8条に基づき契約保証金の納付を免除する。
- 4 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の各年度分の委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 甲は、第9条第2項による検査が合格であった場合、第1項第1号による契約保証金について、高岡市上下水道局契約に関する規程第11条に基づく契約履行が年度毎になされたものとし、各年度分を還付する。
- （監督員）
- 第13条 甲は、乙の実施する委託業務を監視監督するため、処理場等に関する業務に対し1名以上、管路施設等に関する業務に対し1名以上の監督員を選任する。また、監督員を選任した場合、その氏名等を監督員選任通知書により、乙に対し、通知しなければならない。また、その者を変更した場合も同様とする。
- 2 監督員は、委託業務に関し、次に掲げる権限を有する。
- (1) 委託業務について乙が作成した書類を確認、承諾すること
 - (2) 委託業務の履行状況について報告会議を開催すること
 - (3) 委託業務の履行状況についての確認、監視、検査及び評価に関すること
 - (4) 委託業務の内容について乙と協議すること
 - (5) 委託業務の履行状況について不備、不足があると判断した場合、その協議又は指示に関すること
 - (6) その他、委託業務について必要と認められる事項に関すること
- 3 この契約に規定する書面の提出、受領及び前項に関する事項は、監督員により行わなければならない。ただし、甲が必要と認めた場合に限り、監督員とは別の職員に代行させることができる。
- （総括責任者）
- 第14条 乙は、下水道法施行令第15条の3に規定する有資格者の中から、委託業務に関する専任の総括責任者を定め、その氏名及びその他必要な事項を甲に通知しなければならない。また、総括責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 前項で規定する総括責任者の職務は、次のとおりとする。
- (1) この契約及び関連図書に定められた、委託業務の目的、内容等を十分理解し、現場の最高責任者として、委託業務の管理及び業務関係者の指揮、監督を行う。
 - (2) 委託料の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、

同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約及び関連図書に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第15条 甲は、総括責任者、乙が委託業務を実施するために使用している従事者、乙が委託業務の一部を再委託した再受託者等が委託業務の実施につき著しく不適当と甲が認めたときは、乙に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。

2 乙は、前項に規定する請求があったときは、当該請求に係る対応を決定し、その決定内容について、請求を受けた日から14日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、甲又は委託業務以外の甲の業務の受託者が著しく不適当と乙が認めたときは、甲に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。

4 甲は、前項に規定する請求があったときは、当該請求に係る対応を決定し、その決定内容について、請求を受けた日から14日以内に乙に通知しなければならない。

(債務の引継等)

第16条 水道光熱費等の債務の引継ぎについて、委託業務開始までに、甲、乙及び前受託者で協議の上、取扱を定める。なお、委託業務終了までにおいては、甲、乙及び次受託者で協議の上、取扱を定めるものとする。

第3章 服務事項

(委託業務の公共性)

第17条 乙は、委託業務の公共性を認識して、自らの服務規律に基づき、誠実に委託業務を実施しなければならない。

(コンプライアンスの遵守)

第18条 乙は、コンプライアンス（法令、社会通念上の企業倫理等をいう。）を遵守し、委託業務の受託者として、ふさわしくない行為を行ってはならない。

(委託業務外金銭等受領の禁止)

第19条 乙は、委託業務の履行に関して、いかなる理由があっても委託業務で規定する以外の金銭又はその他金品を受受してはならない。

(努力義務)

第20条 乙は、委託業務を履行するにあたり、別紙1-1「関係法令等一覧」で掲げるもののほか、関連する日本国の法令等を遵守し、この委託業務の目的の達成に資するよう、不斷の努力をしなければならない。

(住民対応等)

第21条 乙は、行政サービスにかかる住民苦情、要望に関するものの一時対応、並びに乙の委託業務の実施に伴い生じた苦情、要望、住民反対運動、訴訟等に自らの責任において対応しなければならない。

2 乙は、処理場等に見学者並びに施設利用者が来場するときは、誠実に管理者の立場で対応しなければならない。また、甲の依頼についても全面的に協力しなければならない。

(資質向上の努力義務)

第22条 乙は、委託業務の資質向上を図るため、各種研修等を行うなど委託業務従事者の資質及び技術の向上に努めなければならない。

(秘密保持義務等)

第 23 条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、委託業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。

2 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別紙 1-4「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前 2 項の規定は、委託期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(データの目的外利用の禁止)

第 24 条 乙は、データ、委託業務に係る資料及び成果物を目的以外に使用し、又は第三者に閲覧させ、若しくは提供してはならない。

2 乙は、甲が文書をもって指示したとき以外は、委託業務に係るデータを甲の他の業務に使用し、又は閲覧させ、若しくは提供してはならない。

3 乙は、委託業務に係るデータ処理、保管及び移転の各段階において滅失損壊又は目的外使用が行われることのないよう、別紙 1-5「データ管理に関する実施細目」に従い、万全の注意を払うよう努めなければならない。

(安全の確保)

第 25 条 乙は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令の規定するところにより、委託業務の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を規定するとともに、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生防止に努めなければならない。

2 乙は、委託業務の実施にあたり電気、薬品類、毒性ガス、酸素欠乏、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を講ずるとともに、適切な作業方法の選択及び適切な従事者の配置をすることで、危険防止に努めなければならない。

3 乙は、処理場等、管路施設等及びその付近で行われる他の委託業務、修繕若しくは工事等がある場合は、安全管理に支障がないように努めなければならない。

4 乙は、委託業務の実施にあたり、安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告をし、追加措置について協議しなければならない。

(事故発生時の対応等)

第 26 条 乙は、前条により、労働災害等の発生防止に努めた上で、委託業務の実施中に施設、設備、機器、人身、水質等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項により、直ちに必要な措置を講じた後、事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた措置などについて、書面により、甲に速やかに報告しなければならない。

3 前項による事故等の処理について、甲より指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(不当介入への対応)

第 27 条 乙は、委託業務の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以

下「不当介入」という。)を受けたときは、甲へ報告するとともに、当該不当介入を管轄する警察署長に通報しなければならない。

2 乙は、前項の規定による甲への報告をした場合において、不当介入を受けたことにより、委託業務の履行に遅滞等が生じるおそれがあるときは、甲へ報告しなければならない。

3 甲は、前各項の規定による報告があった場合、必要な措置を講ずるとともに、今後の対応について、乙と協議しなければならない。

(第三者との紛争解決義務)

第 28 条 乙は、この契約の履行にあたって第三者との間に紛争が生じたときは、その処理解決に努めなければならない。

(当然義務事項)

第 29 条 この契約に明記されていない事項であっても、委託業務の性質上、当然必要と考えられるものは乙の負担において実施しなければならない。

第 4 章 その他事項

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 30 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務、契約上の地位を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、この契約及び関連図書記載の委託業務、委託業務データ、未完成の成果物、業務を履行する上で得られた記録及び提供される役務等を含むもの(以下「成果物」という。)を第三者に譲渡、貸与、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けたときは、この限りではない。

(著作権の譲渡等)

第 31 条 乙は、成果物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないと関わらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾した場合に限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該成果物を利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。

5 甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

6 乙は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用し、若しくは複製し、また、この契約の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

7 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第 12 条の 2 に規定するデー

データベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

第 32 条 乙は、委託業務の実施にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている実施方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法等を指定した場合において、特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は乙にその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(再委託)

第 33 条 乙は、別冊「技術提案書」に規定されている範囲内で、委託業務の処理を他の者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、契約締結後、委託業務の開始までに次に掲げる事項を記載した再委託承諾申請書を提出し、甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う理由
- (2) 再委託先の名称及び所在地
- (3) 再委託先に対する業務管理方法
- (4) 再委託する業務及びその範囲
- (5) 再委託先がこの契約を遵守する旨の確認
- (6) 再委託の予定金額
- (7) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、前項以外の委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、やむを得ないと甲が認め委託業務の一部について第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ再委託承諾申請書により、甲の承諾を受けるものとし、甲に対し当該委託を受ける第三者の当該業務に関するすべての行為及びその結果についての責任を負うとともに、この契約により乙が履行すべき義務と同等の義務を当該委託を受ける第三者に対して課し、その旨を遵守させなければならない。

4 乙は、当該委託を受ける第三者に、前項に掲げる事項を契約書その他の書面において明記させるとともに、その書面の写しを甲に提出しなければならない。

5 乙は、委託業務の開始後、第 1 項で甲から承諾を得た当該委託を受ける第三者を変更、及び追加する場合、再委託承諾申請書（変更）により、甲の承諾を得なければならない。その場合も第 3 項及び前項によらなければならない。

(再委託の禁止)

第 34 条 乙は、次の各号に該当する者に対して、委託業務の処理を委託し、又は請け負わせてはならない。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められる者。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

者。

- (6) 役員等が相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者。

(契約の内容の変更)

第 35 条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを合意するものとする。

(契約不適合責任)

第 36 条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して、この契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又はその他甲の指示による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約の目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲がこの規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意による契約解除)

第 37 条 甲は、公益上必要と認めた場合、この契約の全部又は部分解除することができる。

2 前項による契約解除は、原則、解除日から 90 日前までに甲から乙へ発議するものとする。

3 甲は、第 1 項の解除により、乙に損害が生じたときは、甲がやむを得ないと判断した場合に限り、その損害について、賠償することとする。

(委託者の催告による契約解除)

第 38 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がなされないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 業務期間内に委託業務が完了しないとき又は業務期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) この契約及び関連図書で規定する委託業務従事者等を配置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第 36 条第 1 項の規定による履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない契約解除)

第 39 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちに乙に対し、委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はこの契約を解除することができる。

- (1) 第 30 条第 1 項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) この契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしてもこの契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (8) この契約の規定によらない契約の解除を申し出たとき。
- (9) 委託業務の実施上必要な資格、許可若しくは登録等が取り消されたとき。
- (10) 営業停止を命じられたとき。
- (11) 甲の指示監督に従わなかったとき。
- (12) 甲の職務を妨げたとき。
- (13) 乙の委託業務不履行に対して、甲からの是正に応じないとき。
- (14) 委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき又は委託業務を継続する意思がないと甲が認めるとき。
- (15) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこ

れに従わなかったとき。

ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の決定、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の決定、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による会社更生手続開始の決定、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による特別清算手続開始の決定若しくはその他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあったとき。

ケ 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令、第 62 条第 1 項の規定による納付命令（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）又は第 64 条第 1 項の規定による競争回復措置命令を行った場合において、当該命令がなされ、これらの当該命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

コ 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

サ 同号ケ及びコのほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

シ 乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(16) 乙が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ この契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為

オ 前アからエまで掲げるもののほか、甲が委託する受託者として不適切であると認められる行為

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除の制限）

第 40 条 前 2 条に規定する場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条による契約の解除をすることができない。

（受託者による契約解除）

第 41 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 甲がこの契約に違反したとき。

(2) 甲が委託料の支払いを 1 ヶ月以上遅延したとき。

(3) 乙の責に帰さない事由により、乙が委託業務の遂行が不可能となったとき。

(4) 甲が乙に通知等した内容が、重要な点において正確でないとき。

(5) 甲がこの契約の締結に必要な手続きを全て完了していないとき。

2 乙は、前項により契約が解除されたときにおいても、関連図書で規定する施設機能確認及び次の受託者への引継ぎを行わなければならない。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除の制限)

第 42 条 前条に規定する場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(原状回復の義務及び措置)

第 43 条 乙は、委託期間が満了したとき、又は第 38 条又は第 39 条の規定によりこの契約を解除され、若しくは期間を定めて委託業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その委託業務を行わないこととなった処理場等、管路施設等及び設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 乙は、前項の場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 委託業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第 44 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害賠償を請求することができる。

(1) 業務期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第 38 条又は第 39 条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 38 条又は第 39 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 前項の規定により、乙が甲に違約金を支払う場合、甲は違約金請求権と乙の委託料請求権、その他甲に対する債権を相殺することができる。

4 前項の規定により、相殺してなお不足があるときは、これを追徴する。

5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第 2 項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙の破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人

(2) 乙の更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人

(3) 乙の再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

- 6 第2項の場合において、第12条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。
- 7 第1項各号又は第2項各号に規定する場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 8 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から既履行部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年12月12日法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 9 甲は、第41条の規定により契約が解除された場合においては、甲に損害が生ずることがあっても、その損害を請求することができない。

（補償）

第45条 委託期間内において、乙が責を負うべき事由により、生じた損害等（債務不履行時の履行補償に要する費用等を含む）に対しては、乙が補償しなければならない。

- 2 乙の責により生じた設備及び施設等の破損及び故障等は、乙の負担において、甲に事前に報告した上で速やかに補修、改善、取替又は賠償しなければならない。
- 3 甲が責を負うべき事由により（甲の責によることが明らかな場合及び天変事変、不測の事故等による場合）生じた損害等については、甲が負担する。ただし、乙が甲の指示又は設備等が不適当であることなど、甲の責に帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときは、この限りでない。
- 4 乙が委託業務を実施するにあたり、第三者に損害等を及ぼした場合、乙が当該第三者に損害を賠償しなければならない。ただし、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。
- 5 前項による損害等について、甲が当該第三者から請求された場合、甲は乙に対して、その損害賠償を請求することができる。
- 6 乙が委託業務の実施にあたり、通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等により、第三者に及ぼした損害等については、甲がその賠償を負担しなければならない。ただし、委託業務の実施において、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙がその賠償を負担するものとする。
- 7 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、甲が負担するものとする。

（受託者の損害賠償請求等）

第46条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に規定する場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第41条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能で

あるとき。

- 2 乙は、第9条第5項及び第10条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
- 3 乙は、第38条及び第39条の規定により契約が解除された場合においては、乙に損害が生ずることがあっても、その損害を請求することができない。

(契約不適合責任期間等)

第47条 甲は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下「契約不適合による請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の契約不適合による請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 甲が契約不適合による請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による契約不適合による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に契約不適合による請求等をしたものとみなす。
- 4 甲は、第1項の契約不適合による請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる契約不適合による請求等を行うことができる。
- 5 前4項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の規定するところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合がこの契約及び関連図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(談合等の不正行為に係る賠償の予約)

第48条 乙は、この契約に関して、第39条第15号ケからシまでのいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第39条第15号ケ又はコに該当する場合であって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、不当廉売（独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売をいう。）に該当するときその他甲が特に認めるとき。
- (2) 第39条第15号シに該当する場合にであって、刑が確定したとき。
- (3) その他甲に金銭的損害が生じない場合で、甲が特に認めるとき。

- 2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。
- 3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第49条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金、精算金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

第5章 補則

(変更の届出)

第50条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を甲に書面により届け出、承諾を得なければならない。

- (1) 乙の名称、所在地、代表者、電話番号又はその他関係事項等に変更がある場合
- (2) この契約及び関連図書に規定する届出事項に変更がある場合

(履行の確保)

第51条 乙は、委託期間の満了前に委託業務の継続が困難な状況となっても、甲が次受託者を決定し、委託業務の引継ぎが可能であると認めるまでの間、乙の責任をもって委託業務を継続しなければならない。

- 2 第38条及び第39条の場合において、この契約が解除された場合、甲が新規の業務体制を構築し引き継ぐまでの間、乙は責任をもって委託業務を継続しなければならない。
- 3 前項の費用負担については、甲乙協議の上、定める。

(保険)

第52条 乙は、委託業務の準備期間に自己の費用により、乙が委託業務に必要な保険を付さなければならない。

- 2 乙は、前項に基づき加入する保険を全て、委託業務の開始までに契約するものとし、委託業務の開始に先立ち、当該保険に係る証券又はこれに代わるものの写しを直ちに甲に提出しなければならない。

(公租公課)

第53条 乙は、委託業務に関連して生ずる国又は公共団体によって、賦課徴収される公租(国税、地方税等といった租税)及び公課(負担金、加算金、延滞金、罰金、過料等といった公的負担)の全て(以下「公租公課」という。)を負担しなければならない。

- 2 乙は、委託料は委託業務に関連する租税費用を含むものであることを確認しなければならない。

(情報公開)

第54条 乙は、高岡市情報公開条例(平成17年高岡市条例第25号)の趣旨にのっとり、管理に関する秘密情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、事前通知を行う

ことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、犯罪捜査に支障を来す場合は、事前の通知を行うことを要しない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令等に基づく守秘義務を課せられている者に開示する場合

(2) 権限のある官公署の命令に従う場合

(不可抗力)

第 55 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、その他通常の前項を超えた自然的若しくは人為的な事象であつて、甲及び乙の責に帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）により、委託業務の実施が著しく困難となった場合又は処理場等及び管路施設等に損害を及ぼす可能性が生じた場合にあつて、乙が委託業務を行うことができないと認められるときは、甲は、委託業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

2 前項で規定する場合のとき、乙は、甲の指示に従い対応するものとし、また、委託業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより、発生する費用等は、甲の負担とする。ただし、乙の故意又は重過失によって要する費用が増加した場合は、乙の負担とする。

3 不可抗力により、処理場等及び管路施設等が損傷した場合、処理場等の小規模修繕を除き、甲の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、乙の故意又は重過失によって、処理場等及び管路施設等の損害が拡大した場合又は防止することが可能であつた損害が生じた場合、これによる修繕費用の増加分については、乙の負担とする。

4 甲は前項に規定する処理場等及び管路施設等の損傷により、委託業務を行うことができなかった期間の委託料については、甲乙協議の上、決定する。ただし、協議が整わない場合は、甲が合理的に判断し、決定するものとする。

5 処理場等及び管路施設等の損傷により、業務委託の内容を変更する必要がある場合、甲は、必要な範囲内において、業務委託の内容を変更することができる。また、処理場等及び管路施設等の損傷により、この契約の継続が著しく困難である場合、甲は直ちにこの契約を解除することができるものとする。

6 前項による業務委託の内容の変更又はこの契約の解除により生じた費用については、甲の負担とする。

（委託者と受託者の紛争解決）

第 56 条 この契約において、甲と乙との間で協議して定める事項につき協議が整わなかったときに、甲が定めたものに乙の不服がある場合、その他契約に関して甲と乙の間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲と乙との協議で特別の定めをしたものを除き、甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続き前又は手続き中であっても同項の甲と乙との間の紛争について、訴訟の提起又は調停の申立を行うことができる。

(契約の費用)

第 57 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外事項)

第 58 条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

関係法令等一覧

下水道法
下水道処理施設維持管理業者登録規程
高岡市下水道条例
環境基本法
水質汚濁防止法
労働基準法
労働安全衛生法
労働者災害補償保険法
職業安定法
高圧ガス取締法
高圧ガス保安法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
大気汚染防止法
悪臭防止法
騒音規制法
振動規制法
消防法
道路交通法
水道法
計量法
民法
商法
電気事業法
電気設備技術基準
内線規定
電力会社供給規定
電気用品安全法
電気通信事業法
電気工事士法
建築基準法
エネルギーの使用の合理化等に関する法律
地球温暖化対策の推進に関する法律
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）
破産法
会社更生法
民事再生法
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令
著作権法
民事訴訟法
民事調停法
高岡市個人情報保護条例
高岡市情報公開条例
その他関係法令及び条例

(別紙1-2)

委託料の構成

単位：円

年度	年月	委託料	(うち消費税及び地方消費税)
令和 8 年度	令和 8 年 4 月		
	令和 8 年 5 月		
	令和 8 年 6 月		
	令和 8 年 7 月		
	令和 8 年 8 月		
	令和 8 年 9 月		
	令和 8 年10月		
	令和 8 年11月		
	令和 8 年12月		
	令和 9 年 1 月		
	令和 9 年 2 月		
	令和 9 年 3 月		
	年度計		
令和 9 年度	令和 9 年 4 月		
	令和 9 年 5 月		
	令和 9 年 6 月		
	令和 9 年 7 月		
	令和 9 年 8 月		
	令和 9 年 9 月		
	令和 9 年10月		
	令和 9 年11月		
	令和 9 年12月		
	令和10年 1 月		
	令和10年 2 月		
	令和10年 3 月		
	年度計		
総計			

委託費内訳明細書（令和 8 年度分）

消費税及び地方消費税除く（円）

事業区分		対 象 施 設						
		中継 ポンプ場	マンホールポンプ場		四屋 浄化センター	伏木 浄化センター	松太枝浜 浄化センター	農業集落 排水処理場
			(下水事業)	(農集事業)				
固 定 費	労務費							
	諸経費							
	備品購入費							
	消耗品費							
	燃料費							
	電話通信料							
	設備点検費							
	施設清掃費							
	賃借料							
	修繕費							
	補修材料費							
変 動 費	水道料							
	運搬費							
	電気料金							
	薬品費							
小計（施設別）								
A:処理場等業務委託費								
B:管路施設等業務委託費								
計（A+B）								
消費税相当額								
R 8 年度分委託料 （消費税込み）								

【施設計上別施設一覧】

対象施設		施設名	所在地
中継ポンプ場		住吉ポンプ場	高岡市博労本町10-1
		伏木汚水中継ポンプ場	高岡市伏木 1 丁目265-6
		木津汚水中継ポンプ場	高岡市木津316-1
		中田汚水中継ポンプ場	高岡市下麻生字天洞4550
		大井雨水ポンプ場	高岡市二上四ヶ開1-4
		問屋センターポンプ場	高岡市問屋町2
マンホール ポンプ場	(下水事業)	公共下水道事業マンホール形式ポンプ場	高岡市内全域 1 0 3 箇所
		公共下水道事業合流改善施設	高岡市内 1 4 箇所
	(農集事業)	川原雨水フラップゲート	高岡市川原町地内 5 箇所
		農業集落排水事業マンホール形式ポンプ場	高岡市 2 3 箇所
四屋浄化センター		四屋浄化センター	高岡市四屋632-1
伏木浄化センター		伏木浄化センター	高岡市伏木磯町1-10
松太枝浜浄化センター		松太枝浜浄化センター	高岡市太田564
農業集落排水処理場		佐加野浄化センター	高岡市答野出字畑直843
		般若野東部浄化センター	高岡市山下86-2
		勝木原浄化センター	高岡市勝木原20
		西広谷浄化センター	高岡市西広谷45-2
		西五位西部センター	高岡市福岡町土屋479-3
		西五位南部センター	高岡市福岡町上向田41-3
		西五位北部センター	高岡市福岡町三日市392-2
管路施設等		-	高岡市全域

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

(受託者名) (以下「乙」という。)は、下水処理場等包括的維持管理業務委託 (以下「本委託業務」という。)を処理するために個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、本個人情報取扱特記事項 (以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

第2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 作業責任者等の届出

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、本委託業務の着手前に書面により高岡市上下水道局 (以下「甲」という。)に報告しなければならない。
- 2 乙は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4 取扱区域の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所 (以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5 従事者への周知及び監督等

- 1 乙は、本委託業務に従事している者 (以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後において、本委託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、本委託業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

第6 取得の制限

乙は、本委託業務を処理するために個人情報を取得するときは、本委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第7 秘密の保持

乙は、本委託業務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、本委託業務を契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 安全確保の措置

- 1 乙は、本委託業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、個人情報の保護に関する規程類を整備するとともに、乙が講ずる安全管理措置について、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

第10 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本委託業務を処理するために取り扱う個人情報を本委託業務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第11 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

第12 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、本委託業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、本委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 3 乙は、前記1又は2の規定に基づき資料等を返還又は廃棄したときは、返還又は廃棄した日時、担当者及びその方法等を記載した書面により速やかに甲に報告しなければならない。

第13 定期報告及び緊急時報告

- 1 乙は、契約内容の遵守状況及び個人情報の取扱いの状況について、書面により定期的に甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、甲から、契約内容の遵守状況及び個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、書面により直ちに報告しなければならない。
- 3 乙は、契約内容の遵守状況及び個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

第14 監査及び調査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙又は再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。
- 2 甲は、前記1の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求めることができる。

第15 指示

甲は、乙が本委託業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第16 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に

係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第17 損害のために生じた経費の負担

乙は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、甲又は第三者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償しなければならない。

第18 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

(1) 第7の規定に違反し秘密を漏らしたとき。

(2) 第9の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。

(3) 第10の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。

(4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。

(5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

データ管理に関する実施細目

第1条 乙は、乙の社内秘密保持に関する規定を制定のうえ、甲に提出しなければならない。

第2条 甲及び乙は、委託業務に係る処理手続き、事務組織及び事務担当者の現状を相互に通知するものとし、委託業務の処理に従事する乙の職員は、甲の条例等を遵守するものとする。

第3条 入出力帳票及び磁気ファイル等の授受は、甲乙それぞれ指名した者が内容及び数量を確認のうえ行うものとする。

第4条 甲は、データを乙に提供するときは、データの受払いについて記録するとともに、必要項目のみを編集して提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、データを編集しないで提供する場合の処理業務は、甲が指定する場所に限るものとする。

第5条 乙は、業務処理完了後、甲に返還及び納品するもの並びに特に保管を依頼されたものを除き、事務処理上作成した一切のものを、すべて抹消、焼却、切断等再使用不可能な状態にして処分するものとする。

第6条 甲は、特に保管を要する磁気ファイル等については、その名称、数量、保管方法及び期間等を定め、乙に指示するものとする。

第7条 乙は、業務処理にあたっては、処理過程の各段階における責任者を定め、処理状況を記録する等必要な措置を講ずるものとする。

第8条 乙は、処理中の業務に係る入出力帳票、各種媒体に記録されているデータ及びデータに関するドキュメント並びにプログラムの管理に必要な措置を講ずるものとする。

第9条 乙は、電子計算室、パンチ室、ファイル保管室等施設設備の管理及び保安体制に必要な措置を講ずるものとする。

第10条 甲は、必要に応じ、業務処理状況及びデータ保管状況等について調査することができるものとする。

2 前項の調査に基づき、甲が委託業務について改善する必要を認め、その方法を指示した場合は、乙はこれに従わなければならない。